

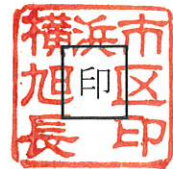
旭区公告 第 116 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 28 日

横浜市旭区長 堀口 和美



送達を受けるべき者の氏名又は名称	林 啓太
送達する書類	差押調書（謄本） R08-03-51-000468
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	